

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

##### 1 市の各部局における平素の業務

- (1) 市の各部局は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

| 部局名   | 平素の業務   |
|-------|---|
| 総務部   | <ul style="list-style-type: none"><li>・市国民保護協議会の運営に関する事</li><li>・市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部に関する事</li><li>・避難実施要領の策定に関する事</li><li>・国民保護に関する組織の整備に関する事</li><li>・国民保護に関する訓練に関する事</li><li>・国民保護に関する啓発に関する事</li><li>・自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）要請に関する事</li><li>・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事</li><li>・住民の避難誘導に関する事</li><li>・被災情報の統括整理に関する事</li><li>・職員の派遣の要請及びあっせんの手続きに関する事</li><li>・特殊標章等の交付等に関する事</li><li>・物資及び資材の備蓄等に関する事</li><li>・広報に関する事</li><li>・その他総務部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事</li><li>・交通機関（運送事業者）との連絡調整に関する事</li><li>・電気通信事業者との連絡調整に関する事</li></ul> |
| 財政部   | <ul style="list-style-type: none"><li>・財政部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事</li><li>・資金運営計画に関する事</li><li>・その他財政部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事</li></ul>  |
| 市民生活部 | <ul style="list-style-type: none"><li>・市民生活部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事</li><li>・廃棄物処理に関する事</li><li>・避難施設の運営体制に関する事</li><li>・その他市民生活部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事</li></ul>   |

| 部局名                       | 平素の業務   |
|---------------------------|---|
| 健康福祉部                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康福祉部分掌事務に係る被災情報の収集に関すること</li> <li>・避難住民等の救援に関する措置に関すること</li> <li>・安否情報の収集・整理に関すること</li> <li>・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること</li> <li>・保健衛生に関すること</li> <li>・心の相談に関すること</li> <li>・被災者の就職支援に関すること</li> <li>・その他健康福祉部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関すること</li> </ul> |
| 経済部                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済部分掌事務に係る被災情報の収集に関すること</li> <li>・避難住民に対する食糧の供給に関すること</li> <li>・応急仮設住宅その他の住宅の建設資材の確保に関すること</li> <li>・電気及びガスの供給に関すること</li> <li>・その他経済部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関すること</li> </ul>   |
| 建設部                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設部分掌事務に係る被災情報の収集に関すること</li> <li>・道路及び橋梁の確保に関すること</li> <li>・交通不能箇所の調査及びその対策に関すること</li> <li>・応急仮設住宅に関すること</li> <li>・復旧に関すること</li> <li>・飲料水の供給に関すること</li> <li>・その他建設部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関すること</li> </ul>   |
| 尾上総合支所<br>碓ヶ関総合支所<br>葛川支所 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合支所、支所分掌事務に係る被災情報の収集に関すること</li> <li>・総合支所、支所管内の住民の避難の指示の伝達に関すること</li> <li>・総合支所、支所管内の被災情報、安否情報の整理に関すること</li> <li>・総合支所、支所管内住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること</li> <li>・その他総合支所、支所分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関すること</li> </ul>   |
| 教育委員会                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会分掌事務に係る被災情報の収集に関すること</li> <li>・教育施設等の保全に関すること</li> <li>・児童及び生徒の安全確保に関すること</li> <li>・文化財の保護に関すること</li> <li>・その他教育委員会分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関すること</li> </ul>  |
| 平川診療所<br>碓ヶ関診療所<br>葛川診療所  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること</li> <li>・救護所の設置に関すること</li> <li>・その他の国民保護措置又は緊急対処保護措置のうち医療に関すること</li> </ul>   |
| 弘前地区消防事務組合                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・警報等の内容の伝達、避難実施要領に基づく避難住民の誘導、消防団との連携その他の住民の避難の措置の実施</li> <li>・武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関すること（救急・救助を含む）</li> <li>・被災情報の収集、安否情報の収集その他の措置の実施</li> </ul>   |

(2) 市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、弘前地区消防事務組合消防本部に対し、その準備に係る次の業務を行うよう要請する。

- ① 市国民保護計画の作成への協力
- ② 市国民保護協議会への参加
- ③ 市等の実施する訓練への協力及び参加
- ④ 市の実施する警報等の内容の伝達及び避難実施要領の策定への協力、避難実施要領に基づく

避難住民の誘導、消防団との連携その他の住民の避難に関する措置の実施

- ⑤ 武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害への対処に関する措置の実施  
(救急・救助を含む)
- ⑥ 被災情報の収集、安否情報の収集その他の措置の実施

## 2 市職員の参集基準等

### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等又は緊急対処事態に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

### (2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃又は緊急対処事態における攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

### (3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

#### 【職員参集基準】

| 体制                          | 参集基準   |
|-----------------------------|--|
| ①担当課体制                      | 総務部総務課職員が参集  |
| ②緊急事態連絡室体制                  | 原則として、市国民保護対策本部体制又は市緊急対処事態対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断 |
| ③市国民保護対策本部体制又は市緊急対処事態対策本部体制 | 全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集  |

#### 【事態の状況に応じた初動体制の確立】

| 事態の状況 | 体制の判断基準  | 体制 |
|-------|--|----|
| 事態認定前 | 市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合                        | ①  |
|       | 市の全部課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合） | ②  |
| 事態認定後 | 市国民保護対策本部又は市緊急対処事態対策本部の設置の通知がない場合                    | ①  |
|       | 市の全部課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合） | ②  |
|       | 市国民保護対策本部又は市緊急対処事態対策本部の設置の通知を受けた場合                   | ③  |

(4) 市職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 市職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市国民保護対策本部又は市緊急対処事態対策本部（以下「市対策本部」という）の本部長（以下「市対策本部長」という。）、市対策副本部長については、以下のとおりとし、本部長については、その代替職員を定めておく。

【市対策本部長、市対策副本部長の代替職員】

| 名称   | 代替職員（第1順位） | 代替職員（第2順位） |
|------|------------|------------|
| 本部長  | 副市長        | 総務部長       |
| 副本部長 | 総務部長       | 総務課長       |

(6) 職員の服務基準

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保等

### 3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

弘前地区消防事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）及び平川消防署並びに碓ヶ関分署（以下「消防署」という。）は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置又は緊急対処保護措置が実施できる体制を整備する。

## (2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への加入促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置又は緊急対処保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置又は緊急対処保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

## 4 国民の権利利益の救済に係る手続等

### (1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定があった場合には、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置又は緊急対処保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

### 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

| 手続項目                        | 国民保護措置又は緊急対処保護措置の内容   | 担当課           |
|-----------------------------|---|---------------|
| 損失補償<br>(法第 159 条第 1 項)     | 特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)  | 子育て健康課<br>福祉課 |
|                             | 特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)  | 子育て健康課<br>福祉課 |
|                             | 土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)  | 市民課<br>子育て健康課 |
|                             | 応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項・5 項)                                      | 財政課           |
| 損害補償<br>(法第 160 条)          | 国民への協力要請によるもの<br><br>(法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項) | 総務課<br>福祉課    |
| 不服申し立てに関する事。 (法第 6 条、175 条) |   | 総務課           |
| 訴訟に関する事。 (法第 6 条、175 条)     |   | 総務課           |

### (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書取扱規程の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等又は緊急対処事態が継続している場合及び国民保護措置又は緊急対処保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

### 2 県との連携

#### (1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

#### (2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置又は緊急対処保護措置と市の行う国民保護措置又は緊急対処保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等又は緊急処理事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

### **3 近接市町村との連携**

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、消防本部と協力し、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の青森県消防相互応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携及び相互応援体制の整備を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握する。

### **4 指定公共機関等との連携**

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等



市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

## 5 ボランティア団体等に対する支援

### (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び町会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置又は緊急対処保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置又は緊急対処保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

### (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等又は緊急処理事態においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

## 第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等又は緊急処理事態において国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

### (1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

### (2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

|                    |  |
|--------------------|--|
| 施設<br>・<br>設備<br>面 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</li> </ul>   |
|                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</li> </ul> |
|                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</li> </ul>   |
|                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災現場の状況を青森県総合防災情報システム等により収集し、市対策本部及び県対策本部等に画像を送送する仕組みを構築する。</li> </ul>   |
|                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</li> </ul>   |
| 運用<br>面            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> </ul>  |
|                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> </ul>   |
|                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> </ul>                                    |
|                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等又は緊急対処事態の非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政用無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> </ul>                     |
|                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> </ul>  |
|                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> </ul>  |
|                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</li> </ul>                           |

## 第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃又は緊急対処事態における攻撃等の状況、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

#### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

#### (3) 情報の共有

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

### 2 警報等の伝達に必要な準備

#### (1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

#### (2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

#### (3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

(4) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、国及び県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

### **3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備**

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により負傷し又は死亡した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の収集照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報報告書の様式により、原則として、安否情報システムを用いて県に報告する。

## 【収集・報告すべき情報】

### 1 避難住民・負傷住民

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

### 2 死亡住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑨ 遺体が安置されている場所
- ⑩ 連絡先その他必要情報
- ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意

## (2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

## (3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

|   |                      |
|---|----------------------|
| ① 氏名  |                      |
| ② フリガナ  |                      |
| ③ 出生の年月日  | 年 月 日                |
| ④ 男女の別  | 男 女                  |
| ⑤ 住所（郵便番号を含む）   |                      |
| ⑥ 国籍  | 日 本 その他（ ）           |
| ⑦ その他個人を識別するための情報   |                      |
| ⑧ 負傷（疾病）の該当   |                      |
| ⑨ 負傷又は疾病の状況   |                      |
| ⑩ 現在の居所   |                      |
| ⑪ 連絡先その他必要事項  |                      |
| ⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。         | 回答を希望しない             |
| ⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。              | 回答を希望しない             |
| ⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。 | 同 意 す る<br>同 意 し な い |
| ※備考   |                      |

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

（注5）緊急対処事態における安否情報の収集もこの様式による。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

|  |                      |
|--|----------------------|
| ① 氏名                                   |                      |
| ② フリガナ                                 |                      |
| ③ 出生の年月日                               | 年 月 日                |
| ④ 男女の別                                 | 男 女                  |
| ⑤ 住所（郵便番号を含む）                          |                      |
| ⑥ 国籍                                   | 日 本 その他（ ）           |
| ⑦ その他個人を識別するための情報                      |                      |
| ⑧ 死亡の日時、場所及び状況                         |                      |
| ⑨ 遺体が安置されている場所                         |                      |
| ⑩ 連絡先その他必要事項                           |                      |
| ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意 | 同 意 す る<br>同 意 し な い |
| ※備考                                    |                      |

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

|           |  |     |  |
|-----------|--|-----|--|
| ⑪の同意の回答者名 |  | 連絡先 |  |
| 同意回答者の住所  |  | 続柄  |  |

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

（注6）緊急対処事態における安否情報の収集もこの様式による。

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分  
 市町村名： 担当者名

| ①氏名 | ②フリガナ | ③出生の年月日 | ④男女の別 | ⑤住所 | ⑥国籍 | ⑦その他個人を識別するための情報 | ⑧負傷(疾病)の該当 | ⑨負傷又は疾病の状況 | ⑩現在の居所 | ⑪連絡先その他必要情報 | ⑫親戚・同居者への回答の希望 | ⑬知人への回答の希望 | ⑭親戚・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意 | 備考 |
|-----|-------|---------|-------|-----|-----|------------------|------------|------------|--------|-------------|----------------|------------|---------------------------|----|
|     |       |         |       |     |     |                  |            |            |        |             |                |            |                           |    |

注) 緊急対処事態における安否情報の報告もこの様式による。

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。  
 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。  
 4 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に死亡と記入した上で、加えて「死亡日時、場所及び状況」を記入し、「現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。  
 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。



#### 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

##### (1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。なお、被災情報の知事への報告に当たっては、以下に掲げる様式により行う。

##### 【被災情報の報告様式】

| 年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）        |      |       |     |     |      |           |     |
|--------------------------------|------|-------|-----|-----|------|-----------|-----|
|                                |      |       |     |     |      | 年 月 日 時 分 |     |
|                                |      |       |     |     |      | 平川市       |     |
| 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）       |      |       |     |     |      |           |     |
| (1) 発生日時 平成 年 月 日              |      |       |     |     |      |           |     |
| (2) 発生場所 平川市〇〇 A番B号（北緯 度、東経 度） |      |       |     |     |      |           |     |
| 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要             |      |       |     |     |      |           |     |
| 3 人的・物的被害状況                    |      |       |     |     |      |           |     |
| 市町村名                           | 人的被害 |       |     |     | 住家被害 |           | その他 |
|                                | 死者   | 行方不明者 | 負傷者 |     | 全壊   | 半壊        |     |
|                                |      |       | 重傷  | 軽傷  |      |           |     |
| (人)                            | (人)  | (人)   | (人) | (棟) | (棟)  |           |     |
|                                |      |       |     |     |      |           |     |
|                                |      |       |     |     |      |           |     |
|                                |      |       |     |     |      |           |     |

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

| 市町村名 | 年月日 | 性別 | 年齢 | 概況 |
|------|-----|----|----|----|
|      |     |    |    |    |
|      |     |    |    |    |
|      |     |    |    |    |

注) 緊急対処事態における被災情報の報告もこの様式による。

##### (2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等及び緊急処理事態における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 研修

#### (1) 職員の研修制度の充実

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の円滑な実施を図るため、研修制度を充実するなど、人材の育成に努める。この場合において国の職員、県の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、県警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等の外部の人材を講師に招く。

また、危機管理を担当する専門職員を育成するための国の研修機関における研修課程を有効に活用する。

#### (2) 消防団員及び自主防災組織リーダーを対象とする研修

市は、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する研修を行う。

### 2 訓練

#### (1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置又は緊急対処保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等又は緊急処理事態における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防機関、県警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

#### (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練

- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置又は緊急対処保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置又は緊急対処保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置又は緊急対処保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、町会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。
- ⑦ 本市が積雪寒冷地であることにかんがみ、避難及び救援等の措置について、冬期における実動訓練又は冬期を想定した図上訓練を実施することにより、冬期における国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう努める。

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の準備

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

#### 【準備する基礎的資料】

- ① 住宅地図
- ② 区域内の道路網のリスト（冬期閉鎖路線一覧を含む。）
- ③ 輸送力のリスト
- ④ 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
- ⑤ 備蓄物資、調達可能物資のリスト（これらには、冬期において必要となる資機材を含む。）
- ⑥ 生活関連等施設等のリスト
- ⑦ 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- ⑧ 町会、自主防災組織等の連絡先等一覧
- ⑨ 消防機関のリスト
- ⑩ 避難行動要支援者名簿

#### (2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難行動要支援者名簿などを活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

## ※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

### (4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

### (5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

## 2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難方法、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

## 3 救援に関する基本的事項

### (1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

### (2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

### 【準備する基礎的資料】

- ① 収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト
- ② 備蓄物資、調達可能物資（これらには、暖房器具及び燃料を含む。）のリスト
- ③ 関係医療機関のデータベース
- ④ 救護班（医師、看護師、助産師等で構成する救護班）のデータベース
- ⑤ 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- ⑥ 墓地及び火葬場等のデータベース

## 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、住民の避難について主体的な役割を担うことから、避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保のため、複数のルートや代替ルートを考慮しつつ、自ら市内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の輸送力並びに確保すべき輸送施設についてあらかじめ把握するものとする。

### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

#### 【輸送力に関する情報】

- ① 保有車輛等（鉄道、定期・路線バス等）の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

#### 【輸送施設に関する情報】

- ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
- ③ ヘリコプター場外離着陸場（所在地、面積、管理者の連絡先など）

### (2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

## 5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

## **6 生活関連等施設の把握等**

### (1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点」（平成27年4月21日付け内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付事務連絡）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

| 国民保護法施行令 | 各号  | 施設の種類                 | 所管省庁名          | 所管県担当部局                                |
|----------|-----|-----------------------|----------------|--|
| 第27条     | 1号  | 発電所、変電所               | 経済産業省          | (原発) 危機管理局、<br>(原発以外) エネルギー総合対策局、県土整備部 |
|          | 2号  | ガス工作物                 | 経済産業省          | 危機管理局                                  |
|          | 3号  | 取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池    | 厚生労働省          | 健康福祉部                                  |
|          | 4号  | 鉄道施設、軌道施設             | 国土交通省          | 企画政策部                                  |
|          | 5号  | 電気通信事業用交換設備           | 総務省            | 企画政策部                                  |
|          | 6号  | 放送用無線設備               | 総務省            | 危機管理局                                  |
|          | 7号  | 水域施設、係留施設             | 国土交通省          | 県土整備部                                  |
|          | 8号  | 滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設 | 国土交通省          | 県土整備部                                  |
|          | 9号  | ダム                    | 農林水産省<br>国土交通省 | 農林水産部<br>県土整備部                         |
| 第28条     | 1号  | 危険物                   | 総務省消防庁         | 危機管理局                                  |
|          | 2号  | 毒劇物（毒物及び劇物取締法）        | 厚生労働省          | 健康福祉部                                  |
|          | 3号  | 火薬類                   | 経済産業省          | 危機管理局                                  |
|          | 4号  | 高圧ガス                  | 経済産業省          | 危機管理局                                  |
|          | 5号  | 核燃料物質（汚染物質を含む。）       | 原子力規制委員会       | 危機管理局                                  |
|          | 6号  | 核原料物質                 | 原子力規制委員会       | 危機管理局                                  |
|          | 7号  | 放射性同位元素（汚染物質を含む。）     | 原子力規制委員会       | 危機管理局                                  |
|          | 8号  | 毒劇物（医薬品医療機器等法）        | 厚生労働省<br>農林水産省 | 健康福祉部<br>農林水産部                         |
|          | 9号  | 電気工作物内の高圧ガス           | 経済産業省          | 危機管理局                                  |
|          | 10号 | 生物剤、毒素                | 各省庁（主務大臣）      | 健康福祉部<br>農林水産部                         |
|          | 11号 | 毒性物質                  | 経済産業省          | 危機管理局                                  |

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察等との連携を図る。



## 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

### 1 市における備蓄

#### (1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

なお、本市が積雪寒冷地であることにかんがみ、冬期において必要となる資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、防寒用品等）、収容施設における暖房器具及び燃料の備蓄・調達可能量等を把握することに留意するものとする。

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

##### 【住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例】

食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料など

##### 【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

#### (3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

(4) 緊急対処保護措置の実施のために必要な物資及び資材

緊急対処保護措置の実施のために必要な物資及び資材については、国民保護措置の実施のための物資及び資材を活用する。

## **2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等**

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

## 第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等又は緊急対処事態において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置及び緊急対処保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2 武力攻撃事態等又は緊急対処事態において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。